

# 文部時報

第五百五十號 目次

卷頭 (明治天皇御製三首).....一

體育運動主事會議に於ける訓示.....文部大臣 平生釵三郎.....二

教科書の挿畫.....文部省圖書監修官 大岡保三.....四

文部省視學委員復命書抄

## 復命書

|     |                     |       |   |
|-----|---------------------|-------|---|
| 教育部 | 文部省視學委員東京女子高等師範學校教授 | 下田次郎  | 八 |
| 國語  | 文部省視學委員松山高等學校教授     | 井手淳二郎 | 九 |
| 漢文  | 文部省視學委員廣島高等學校教授     | 小西兵太郎 | 三 |

## 文部省直轄學校の特色

|                 |                      |    |
|-----------------|----------------------|----|
| 東京美術學校の現況       | 東京美術學校校長 和田英作        | 一七 |
| 名古屋高等工業學校の特色    | 名古屋高等工業學校校長 土屋純一     | 二三 |
| 我が校の特色          | 東京高等蠶絲學校長事務取扱教授 岩淵平介 | 二四 |
| 東京商科大学附屬商業教員養成所 | 商業教員養成所主事 吉田良三       | 二六 |

## 農山漁村に於ける學校の實際

漁村小學校の訓練の實際.....静岡縣駿東郡靜浦尋常高等小學校校長 近藤佐十.....二八

訓令.....文部省訓令第九號(地方學校管轄職員制ニ依ル定員中改正)・同第十號(地方社會教育職員制ニ依ル定員中改正)・同第十一號(昭和十一年度文部省主管歳入豫算科目)・同第十二號(昭和十一年度文部省所管官立大學歳入歳出豫算科目)・同第十三號(昭和十一年度文部省所管學校及圖書館歳入歳出豫算科目)・同第十四號(昭和十一年度文部省所管官立大學歳入歳出豫算科目表中追加)・同第十五號(昭和十一年度文部省所管學校及圖書館歳入歳出豫算科目表中追加).....三五

告示.....文部省告示第二百二十一號(洮安日本小學校改稱認可)・同第二百二十二號(師範學校中學校高等女學校教員無試験檢定取扱許可學校中帝國女子專門學校ノ項改正)・同第二百二十三號(福岡縣田川商工實務學校設置認可)・同第二百二十四號(大阪府立盲學校校位置變更認可)・同第二百二十五號(師範學校中學校高等女學校教員無試験檢定許可學校中(大谷女子專門學校追加)・同第二百二十六號(國寶指定)・同第二百二十七號(重要美術品等認定物件中資格消滅)・同第二百二十八號(埼玉縣忍町商業學校名稱變更認可)・同第二百二十九號(狗鹿尋常小學校恩給法指定).....三五

敍任及辭令 (自昭和十一年五月一日至同五月十日公表ノ分等).....四四

彙報.....内閣審議會ニ於ケル文教刷新ニ關スル審議ノ經過報告——講師囑託——學位授與認可——佛國政府招聘留學生銓衡——檢定教科用圖書——歌曲採用認可——海外視察女教員選定——中華民國教育視察團文部省訪問——義務教育費國庫負擔町村交付金決定——學齡兒童及教員數調——實業學校長認可——圖書推薦——體育運動主事會議——曹洞宗僧侶教師分限稱號令等中改正

顯本法華宗評議員制中改正——轉任——休職滿期——退職——失官——死亡.....六〇

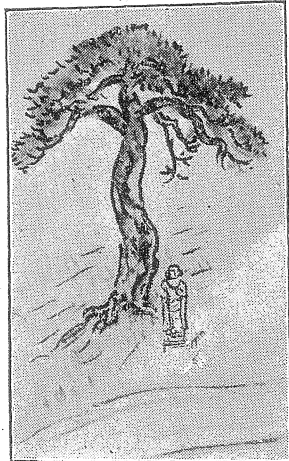


## 教科書の挿畫

文部省圖書監修官 大岡 保三

新讀本卷七の第五課に「からかさまつ」といふ文がある。山村の情景を描いた寫生文で、もと國語讀本に出てゐたものである。此度の挿畫は、山腹に大きな傘松が生えてゐて、此の下に地藏尊が淋しさうに立つてゐる繪である。本文が簡單なのであるから、その文意に因んで書く以上誰が書いても外に書きやうのない繪である。

最初此の挿畫を誰に書いて貰はうかと思つたのである。すると、これはH畫伯がよからうといふ事になつたので、同氏に依頼した處が、大乗氣で引受けてくれた。同氏は大きな農場を持つて居られる。そこに大きな傘松があるので、土地の人はこれをかき松農場とよんでゐる。そんな關係から快く引受けられ同氏は、早速その松を寫生し之に地藏尊を配して持つて來られたのが、



て採用する事にした。そこで更によく注意してみると、松の形も悪くはないし、その下の地藏尊は殊によく出来てゐる。成程よく出来てゐるのだと思つた。併し更によく検討してゆくと、

地藏尊の前に供へた花立が一本しかない。これは可笑しい。書忘れたなと思つて、もう一本書添へて貰ふやうと頼んだ。すると、いつも溫厚で從順な同氏が、「それはどうも困ります」といつて頑強に反對された。どうも變だと思つて、その理由を聞くに、其の返事はかうであつた。

「こんな山の中に、露に晒されて立つてゐる地藏尊の花立は、一本缺けて居ればこそ、淋しい趣が出て面白いのです。これを二本揃へて書いたのでは……」

私はギャフンと參つた。今更ながら同氏の苦心に敬意を表せざるを得なくなつた。

またこんな事もあつた。

それは讀本の一の巻に桃太郎の挿畫を頼んだ時の事であつた。これを書いたE畫伯は、藝術家肌の面白い人だが、又非常な凝りやで、何でもよい加減な事の出来ない人である。それであるから、繪をかくにしても、何から何まで十分得心の行くまでは決して筆を執らない。我々はその藝術的良心に對しては、十分尊敬してゐるが、實際問題として、繪の出来が遅いのではないも閉口させられる。

そこで、今度は桃太郎の繪を一年も前から頼んでおいた。ところが後から頼んだ他の畫家の繪は皆出揃つたに拘らず同氏の

挿畫は一枚も出来ない。度々催促はしたが、返事するばかりで一向出来て來ない。その内に發行の期日が愈々切迫して來たので、一日嚴談に及んだ。よく事情を聞いてみると、かうなのであつた。



同氏は一年間の餘裕のあるに委せて、先づ桃太郎に關する文獻と繪との蒐輯を始めた。さうして之を歴史的に研究したのであつた。氏の說によると、桃太郎の普通の服裝は、芝居の國姓爺の服裝から出

たものであり、力髷、陣羽織、陣太刀等巨細に見ると、何れも時代が區々であつて統一がない。桃太郎傳説が足利時代のものであるとしても、その服裝は何れも時代が前後してゐる、併し、若しこ

れを歴史的にみて適當な服装に直したとしたり、學問的にはよいかも知れないが、一向桃太郎らしい感じが起らない。どうしたものかと、實は迷つて居るのだといふ事であつた。

さうして出来上つた繪は、極めて平凡な普通一般の桃太郎でしかなかつた。私は、この平凡な裏面に潛む異常な努力に人知れぬ敬意を捧げる者である。桃太郎ばかりではない。連れてゐる犬一匹も、わざわざ松屋樓上で開かれた日本犬展覽會を待構へてゐる見に行つて書いたのである。雉子の翼の裏の色が分らないといつて動物園に行き更に上野の科學博物館に行つた。文部省の者だと云つて雉子の標本を飾棚から出してもらひ、人氣の無いのを幸に、翼を擴げてみて漸く目的を達したのであつた。こんな苦心も印刷の都合で、満足な色が出ずにしまつた。

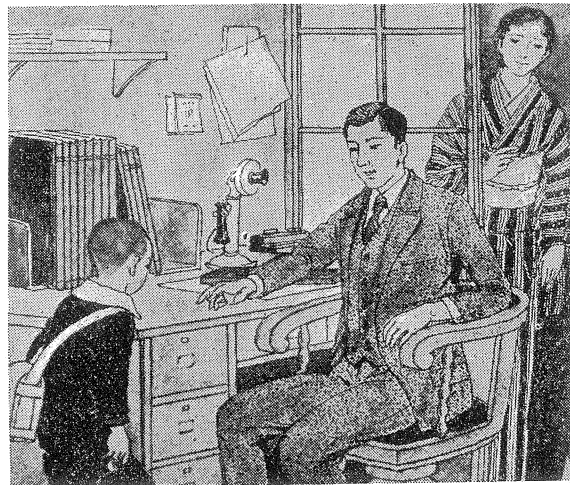
讀本の卷一にはいろいろの思出がある。

同書の二十頁に、

「太郎が學校から歸りました。おとうさん只今おかあさん只今」

といふ課がある。學校から歸つた太郎が、兩親の前で歸宅の挨拶してゐる所である。此の挿畫には實に困つたのである。元來一年生が學校から歸つて來るのは大抵十時か十一時頃である。この時刻に兩親の揃つてゐる家庭はめつたにない。若しあると

すればブルジョア一の有閑家庭か、ルンペンの家庭である。併し編纂の旨趣から云へば片親でなく、是非兩親に挨拶がさせたい。そこで適當な挿畫に困りぬいて、出来上つたのが、現行教科

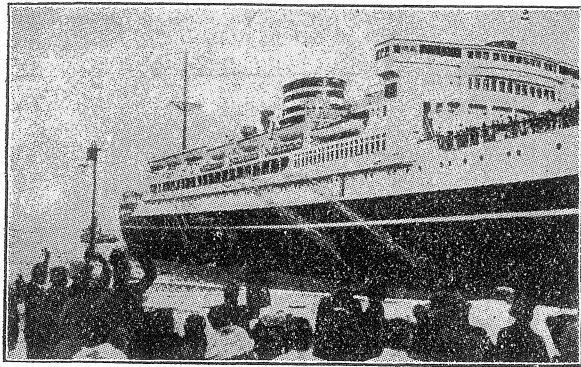


書のあの挿畫である。家庭の一部を事務所に使つてゐるやうな職業を目標に書いたのであるが、惡口屋は「これは運送屋の店頭ですか」と冷酷な痛罵を飛ばしてゐる。

こんな話は

數限りもない。畫家から直接聞いたりする機會のある場合には成程と感心もするが、さうでない限り大部分の苦心は闇から闇へ葬られてしまふ。今度の讀本には大分寫眞版を使用してゐる

が、あの寫眞の撮影が又中々厄介なものである。春の景色を撮らうとして、數回失敗して居る中に、何時か初夏ともなつて麥稈帽子が飛出したり白いバラソルが寫つたりする。卷七の横



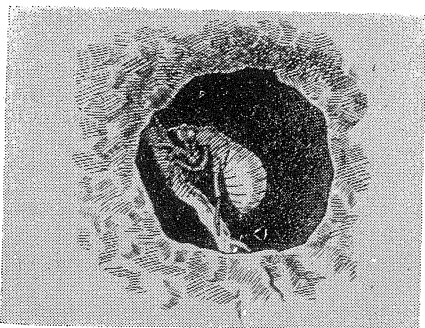
濱港の寫眞は、秩父丸の出帆を寫さうとして三度も横濱に行つた。適當な位置をきめる爲に他の舟の出帆を撮影して豫行演習を行つたのであつた。

私は最後に挿畫の見方に就て一言したい。挿畫に正確さを生命とするものと、正確さよりは寧ろ本文と相俟つて情趣を添へる爲のものとがある。

理科的標本の如きものは何處までも正確本位でゆ

かなければならぬ。卷七「油蟬の一生」の蟬の地中生活の挿畫は、わざわざ神奈川縣まで行つて、地中を掘返して實物を寫眞にとり、それを忠實に寫生したものである。此の種の挿畫は正

確を生命として作成したものである。乍併其の他のものは、必ずしも正確さのみを標準とするものではない。同じ動物を書い



ても、畫家は畫家のみた動物を書くので、必ずしも理科的に正確なものとはいへない。舟を書いても耕作の圖を書いても、畫家の見た舟、畫家の見た田園を書くのである。昔の挿畫家は人物を書いても、指が六本あつたり四本だつたりする位でなければいけないと教へたものである。先年挿

畫家協會の席上でも谷洗崖氏

からその話が出た。これは決して不正確を獎勵したのではなく、細かい部分に拘はれて最も大切な風趣を見脱さぬ教訓である。實際足の指を六本書いて氣がつかずに居た畫家があつた。不正確も程度問題で、教科書としてはなるべく正確な方がよいのであるから文部省としては相當注意は與へて居るが、畫家の立場も亦考へねばならぬ。實際教育家も、是等の實情を參酌して挿畫を最も效果的に取扱はれたい。

(防具並柔道衣)等ヲ清潔ナラシムルコト  
5、教授ノ前後ニハ適當ナル準備及整理運動ヲ行ハシムルコト  
6、教授ノ細目ヲ定メ指導段階ヲ合理的ナラシメルコト  
7、寒暑古暑中稽古等ハ其ノ心身鍛鍊上極メテ有意義ナルモ生徒児童ノ身體情況並衛生ニ關シテ留意シテ之ヲ實施スルコト  
8、柔道及劍道ハ中等學校下學年ニ於テハ成ル可ク兩者ヲ兼テ修練セシムルコト  
9、小學校ニ於テ武道ヲ實施セントスル場合ハ概テ第五學年以上ノ児童ニ限リ、特ニ基本動作ノ修練ニ重キヲ置クコト  
三、指導者ニ關スル事項  
武道ノ教育ノ價值ノ發揚ハ其ノ指導者ノ人格教養ニ俟ツベキモノ多シ、現時漸ク學校ニ於ケル指導者ノ資質向上シツ、アルモ未ダ資格者ノ數極メテ少キヲ以テ一層指導者ノ整備ヲ圖ル

ルヲ必要トス、右ニ關シテ特ニ重要ト認ムル事項左ノ如シ  
1、指導者養成機關ヲ擴充スルコト  
2、武道教師ノ待遇ヲ改善シ其ノ資質ノ向上ヲ圖ルコト  
3、武道教師ハ之ヲ有資格者ヲ以テ之ニ充テ其ノ兼任ヲ廢スルコト  
4、武道教師ノ講習會、研究會ヲ開催シ修養研鑽ノ機會ノ多カラシムルコト  
四、設備ニ關スル事項  
1、柔劍道場ハ各專用ノ道場ヲ設ケ教授ニ支障ナカラシムルコト  
2、道場ニハ神棚ヲ設クルコト  
3、更衣室、用具乾燥室並ニ洗身所ヲ設クルコト  
4、特ニ通風採光ヲ良好ナラシムルコト  
五、學校武道ノ試合ニ關スル事項  
1、試合ハ凡テ勝負ノ末節ニ捉ハル、コトナク武道精神ノ本義ニ則リ之ヲ行ハシムベキコト

2、要目ノ趣旨ニ基キ學校武道ノ審判規定ヲ定メ之ガ統一ヲ圖ルコト  
3、全國的並地方的大會ノ統制ヲ圖ルコト  
六、武道團體ト連絡ニ關スル事項  
學校武道ノ健全ナル發達ヲ圖ルタメ必要ナル事項ニ關シ既設團體ト連絡協調ヲ圖ルコト  
△指示事項  
一 體育運動ニ於ケル精神訓練ニ關スル件  
體育運動ニ依ツテ身體ノ修練ヲ圖ルベキハ勿論ナレ共、特ニ精神の意義ノ發揚ニ努ムベキヲ忘ルベカラズ、之ガ爲ニハ體育運動實施ノ方法、施設等ニ關シ、一層精神訓練ノ效果ヲ顯著ナラシムルコト共ニ、更ニ團體的運動、集團的體育生活等ニヨリ、常ニ規律ヲ守リ協同ヲ尙ブノ習慣ヲ練成セシムルコトニ努メラルベシ  
二 學校ニ於ケル體操科ニ關スル件  
學校ニ於ケル體操科ハ生徒兒童

ノ心身ヲ調和的ニ發達セシムベキモノナルヲ以テ、教授ニ當リテハ其ノ教材ヲ一部ニ偏スルコトナカシメ、且他教科ト相俟ツテ、其ノ效果ヲ舉グルコトニ努ムベシ。尙、ソノ成果ハ之ガ指導者ノ力ニ俟ツコト極メテ大ナルモノアルヲ以テ、指導者ハ常ニ修養ヲ怠ルコトナク、理ヲ究メ、技ヲ研キ、管下體育指導者ノ一致協力ヲ圖リ、以テ體操科ノ趣旨徹底ヲ期シ、學校體操科ノ振作ニ遺憾ナカラシムルコトヲ望ム  
三 野球ノ統制並ニ施行ニ關スル件  
野球ノ統制並ニ施行ニ關シテハ、昭和七年三月二十八日日本省訓令第四號ヲ以テソノ健全ナル發達ヲ期シタリ。爾來、ソノ效果ヲ收メ得タルモノ決シテ少キニアラザルモ、之ガ完璧ヲ期スベク、今後益々學生野球ノ本義ヲ明シ、大會ノ施行、經費ヲ支辨方法等ニ就キ細心ノ注意ヲ拂ヒソノ趣旨ノ徹底ヲ期セララルベシ  
四 身體検査ノ利用ニ關スル件  
學校ニ於ケル體育運動ノ合理的

實施ハ、兒童生徒ノ發育健康ノ實情ニ基キ、其ノ程度又ハ種類ヲ定ムベク、身體検査ハ運動ノ實施上極メテ重要ナル關係ヲ有スト言フベキナリ、依ツテ各位ハ體育ノ指導ニ際シテハ教職員ヲシテ身體検査ノ施行並其ノ應用ニ一層留意セシメラレ、當ニ養護施設ノ改善ニ資スルノミナラズ、體育運動ノ實行並效果ノ判定等ニ關シ之レガ利用上遺憾ナキヲ期セラレタシ  
△注意事項  
一 本省主催體育運動講習會ニ關スル事項  
1、學校體操講習會ニ關スル件  
2、體育指導者訓練講習會ニ關スル件  
3、地方講習會ニ關スル件  
二 體育獎勵金ニ關スル事項  
1、府縣體育協會ヨリノ下附申請ニ關スル件  
2、府縣體育協會ノ經理ニ關スル件  
△協議事項  
一 體育行政機關ニ關スル事項  
二 體育運動團體ノ組織ニ關スル事項

三 體育運動ノ指導獎勵ニ關スル事項  
四 野球審判ノ統制ニ關スル件  
五 學校ニ於ケル體育ニ關スル事項  
六 中等學校體育大會ニ關スル事項  
△報告事項  
一 青年學校體操教授要目ニ關スル事項  
二 オリムピック大會ニ關スル事項  
三 國民體育館ニ關スル事項  
四 宮崎縣ニ於ケル地方行幸ニ際シテ行ハレタル體育運動實施ノ狀況ニ關スル事項  
五 山形縣ニ於ケル青年學校ノ體育運動實施狀況ニ關スル事項  
六 島根縣ニ於ケル體育運動團體ノ狀況ニ關スル事項  
七 兵庫縣ニ於ケル野球ノ統制並施行ノ狀況ニ關スル事項  
八 青森縣ニ於ケル學校冬期運動ノ實施狀況ニ關スル事項  
九 高知縣ニ於ケル學校水泳實施狀況ニ關スル事項  
一〇 愛知縣ニ於ケル體操大會實施狀況ニ關スル事項

曹洞宗令僧侶教師分限稱號令等  
中改正 文部省ニテハ曹洞宗令僧侶教師分限稱號令、同僧侶轉衣令及同賞典令中改正ノ件ヲ五月一日認可セリ  
顯本法華宗憲附則評議員制中改正 文部省ニテハ顯本法華宗憲附則評議員制中改正ノ件ヲ五月四日認可セリ  
長野縣公立小學校長菅沼知至及同別府府來ハ四月三十日長野縣視學ニ轉任セリ  
休職滿期 休職岐阜縣公立小學校長野田繁三郎ハ三月三十日休職滿期ト爲レリ  
退職 公立青年學校神奈川縣橫濱市橫濱女子專修學校ハ三月三十一日限廢止ニ付公立實業學校長兼公立青年學校長金子馨ノ兼職ハ同日限自自然退職ト爲レリ  
失官 休職岡山醫科大學事務官中山孝一ハ業務橫領責任ノ罪ニ因リ懲役八月(但シ二年間執行猶豫)ニ處スルノ裁判確定シ四月十三日失官ト爲レリ  
死去 第八高等學校教授從四位勳五等石井直三郎ハ四月二十三日、米澤高等工業學校教授從四位勳六等澤田一ハ同二十五日卒去シ、福島縣體育運動主事正七位千田三省ハ四月二日、鹿兒島縣公立小學校長從七位田淵一夫ハ同十八日死去セリ

| 定價表 |            |
|-----|------------|
| 一部  | 金貳拾錢 送料共   |
| 一ヶ月 | 金六拾錢 送料共   |
| 六ヶ月 | 金參圓六拾錢 送料共 |
| 一ケ年 | 金七圓貳拾錢 送料共 |

●臨時増刊又は増大號發行ノ節は別に代金申受けます  
●御注文は總て前金に願ひます  
●御注文は送料は送料いたしません  
●廣告料は一頁五拾圓、二分一頁參拾圓、四分一頁拾圓、五分一頁拾圓、六分一頁拾圓、七分一頁拾圓、八分一頁拾圓、九分一頁拾圓、十分一頁拾圓、以上拾圓を超過することを得ず  
●右文部省の御指定によつたものです

昭和十一年五月十八日印刷納本  
昭和十一年五月二十一日發行  
(第五五〇號)  
東京青島町風主三番町三番地  
發行所 大谷仁兵衛  
印刷所 大庭公平  
東京市牛込區西五軒町五十二番地  
行政學會印刷所  
電話牛込二九六六番  
東京市京橋區銀座西七丁目一番地  
發行所 帝國地方行政學會  
電話銀座六六六六番、六六六六番、六六六六番  
振替 貯金口 東京十三番

